

# 一八四九年三月二八日のドイツ帝国憲法 (訳)

林 壽 二

ドイツ憲法制定会議は(以下を)帝国憲法として確定し且つ公布する。

## ドイツ憲法 *Verfassung des Deutschen Reiches*

### 第一章 帝 国 Reich

第一款 (Artikel) を「款」と呼ぶことにした。以下同じ(訳者)

第一条 ドイツ帝国は従来のドイツ連邦の領域から成る。

① シュレスヴィヒ公国関係の確定は留保さる。

第二条 一のドイツ支分国 Land が他の非ドイツ支分国と同一の元首をもつときは、当該ドイツ支分国は、非ドイツ支分国と別個固有の憲法・政府・行政をもつべきである。このドイツ支分国の政府及び行政には、ドイツ国民 *deutsche Staatsbürger* のみが任ぜらるべきである。

一八四九年三月二八日のドイツ帝国憲法

②帝国憲法及び帝国立法は、他のドイツ支分国に於けるように、前項のドイツ支分国に於ても同じ拘束力をもつ。

第三条 一のドイツ支分国が他の非ドイツ支分国と同一の元首をもつときは、後者には、或はそのドイツ支分国に居住するか或は合憲的方法によって、当該支分国にドイツ人のみが職に就き得るところの摂政が任命されねばならない。

第四条 既に存在しているドイツ又は非ドイツ支分国の結合は除外するとしても、非ドイツ支分国の如何なる支分国元首も、同時にあるドイツ支分国の統治権を得てはならない。同様にドイツ国 *Deutschland* に於ける統治しつつある君主も、そのドイツ政府を解散することなくして外国の王冠を得ることは許さるべきでない。

第五条 個々のドイツ支分国は帝国憲法によって制限されない限り独立を保持する。彼らは帝国憲法が明確に委任しない限り、支分国家としての全ての主権及び権利をもつ。

## 第二章 帝国権力 *Reichsgewalt*

### 第一款

第六条 帝国権力は専らドイツ国及び個々の支分国の国際法的代表を（通じて）外国に行使する。

②帝国権力は帝国使節及び領事を任命する。帝国権力は外交を指揮し、外国と同盟及び条約を、亦殊に通商及び航海条約並に逃亡者引渡し条約を締結する。帝国権力は全ての国際法上の処置を指揮する。

第七条 個々のドイツ政府は常設の使節を受け又はもつ権利はない。

② 同様にまた如何なる特別の領事をもつことも認められない。外国の領事は帝国権力の認可状を受ける。

③ 帝国元首への全権委任者の派遣は個々の政府に禁ぜられていない。

第八条 個々のドイツ政府は他のドイツ政府と条約を締結する権能が与へられている。

② 非ドイツ政府との条約締結権は、私法、近隣との交通及び警察の事項に制限される。

第九条 一のドイツ政府が、他のドイツ又は非ドイツ政府と締結するところの純私法的内容をもたない全ての条約は、帝国権力を認識し、及び更に帝国の利害が関係する場合に限り、帝国権力の批准を得てなされべきである。

### 第二款

第一〇条 帝国権力には戦争と平和に関する権利が専属する。

### 第三款

第一一条 帝国権力はドイツ国の全武装軍を自由に処置し得る。

第一二条 帝国陸軍は、個々のドイツ支分国の競争目的のために定められた支分国軍の総体から構成される。帝国陸軍の兵員及び調達は軍制に関する法律によって規定される。

② 五〇万以下の住民をもつ支分国は、その際帝国権力の直接の指導下に立っている、より大きな軍の総員のために、帝国権力を通じて結合すべく又は他のより大きな隣接支分国と条約を締結すべきである。

③ かかる結合の、より詳細な条件は、いずれの場合にも、参加せる支分国の一致により、帝国権力の仲介及び承認の下に確立さるべきである。

第一三条 帝国権力は専ら貴族制度 *Herrwesen* に関する立法及び組織（権）をもつ。帝国権力は個々の支分国に於けるそれらの実施を永続的管理（機構）を通して監視する。

②帝国憲法及び帝国権力の命令に基き、及び第一二条に従って行われた夫々の協定の限界内に於て、それら軍事上の形式は、個々の支分国の権限である。支分国は、帝国の兵役が奪われない限りその武装軍に関する規定をもつ。

第一四条 軍旗の誓に於ては、まづ第一に帝国元首及び帝国憲法に対する忠誠の義務が取上げらるべきである。

第一五条 帝国目的のための軍隊の使用によって生ずる、帝国によって確定された平和状態を切り抜けるところの全ての費用は、帝国の負担となる。

第一六条 一般的な、全ドイツ国に対して平等な兵役に関して特別な帝国法律を制定する。

第一七条 個々の支分国政府が兵力を必要とする限り、その軍隊の司令官及び士官の任命は、それらの政府に委せらる。

②帝国権力は多数の支分国の軍隊が連合するところの、より大きな軍事上の総員に対し共同の司令官を任命する。

③帝国権力は戦争に際し独立兵団の統率長並に大本營の職員を任命する。

第一八条 帝国権力は帝国要塞及び沿岸防衛堡壘を建設し、及び帝国の安全に必要とする限り、適当な補償により現存の要塞殊に伝来の軍需品のために帝国要塞に対し宣言する権能がある。

②帝国要塞及び帝国の沿岸防衛工場は帝国の経費により維持される。

第一九条 海軍は帝国の専屬的管理事項である。如何なる個々の支分国も軍艦を保有し又は敵艦拿捕許可状を交付することは許されない。

② 戦艦隊の乗組員はドイツ防衛軍の一部を構成する。彼らは陸軍とは別個独立である。

③ 個々の支分国から戦艦隊へ召集されるところの兵員は、支分国のために保有さるべき支分国軍の員数から差引かるべきである。これに關し並に帝国と支分国間の費用勘定に關しての詳細は帝国法律に規定する。

④ 海軍の將校及び職員任命は帝国のみが發する。

⑤ 帝国權力は戦艦隊の裝備、訓練及び保有に關する配慮並に軍港及び海軍兵器庫の創設、裝備及び保有の責任がある。

⑥ 軍港及び海軍施設の設置に關し必要な収用につき並にその際行ふ帝国官庁の權能に關しては制定すべき帝国法律に規定する。

#### 第四款

第二〇条 港灣及びドイツ河川の河口に於ける施設（港、浮標、信号火船、水先案内人組織、水路等）は、個々の沿岸支分国の配慮に委せらる。この沿岸支分国は自己の資金によってこれらのものを維持する。

② 帝国法律は個々の河川の河口が如何なる広さを含むべきかを規定する。

第二一条 帝国權力は前条の施設 *Anstalt* 及び制度に關して監督權をもつ。

② 当該支分国に所屬する（前条と）同様のものの保有を持続させ、亦同じものを帝国の財力によって増加させ且つ擴張させることは、帝国權力に所屬する。

第二条 沿岸支分国に於ける航海設備に必要なため、船舶及びそれらの積荷から徴収されるところの公課は、

この設備の維持に必要な欠くべからざる経費を超過することを許されない。

第三条 前条の公課に関し、全ドイツ船舶及びそれらの積荷は同列に置くべきである。

② 外国船の航海の高率課税は帝国権力のみが発する。

④ 外国船の航海の超過税金は帝国金庫に帰する。

#### 第五款

第四条 帝国権力は、航行可能の航路に於て多数の支分国を貫流し、又は境界をなす河川若は海に関し、及び

多数支分国に落下する支流の河口に関し、並に多数支分国に於ける航行施設及び筏流しに関して立法権及び監督権を有する。

② 如何なる方法に於て前項の河川の航行可能が保持又は改良せらるべきかは帝国法律が規定する。

③ その他の水路は、個々の支分国の配慮に委される。但し帝国権力が一般の交通の利益上水路を必要欠くべからざるものと認めるときは、帝国は、水路の上に航行施設及び筏を流すことに関する一般的规定を制定すべきこと、並に同じ前提の下に、各流れが前に言及した共同の流れと同列に置くべきことの権力がある。

④ 帝国権力は、個々の支分国に属する前項の水路の航行可能性の保持を持續する権能がある。

第五条 全ドイツの河川は、ドイツ人の航行につき河川課税を免除しなければならぬ。亦、筏流しも航行可能の流水区間に於てはかかる公課が行われてはならない。詳細は帝国法律が規定する。

② 多数の支分国を貫流し又はそれらの境界をなす河川につき、これら河川関税の廃止のために公平な調整が行わ

れる。

第二六条 共同の河川及びそれらに流れ出る諸支流の河口に生ずるところの港、クラーン Krahn、水、貯蔵、水門及びその他（に関する）料金は、かような营造物の維持に必要な経費を超えてはならない。これらは帝国権力の承認の下に立つ。

②前項の料金に関して一のドイツ支分国々民の如何なる種類の庇護も、他のドイツ支分国のそれより優って行われることは認められない。

第二七条 河川関税及び河川航行の公課は、外国船及びそれらの積荷につき、帝国権力によってのみ課すことが認めらる。

#### 第六款

第二八条 帝国権力は、帝国の防衛又は一般の交通の利害に必要とする限り、鉄道及びそれらの設備につき監督権及び立法権を有する。如何なる対象が考慮せらるべきかは帝国法律に規定される。

第二九条 帝国権力は、帝国の防衛又は一般の交通の利益のため、鉄道の設置を承認し並に自ら鉄道の敷設が必要とする限り、若し支分国がその領域に於てその設備をしようとするときは、その実施を拒む権利を有する。

帝国目的のための鉄道の利用は常に帝国権力を賠償から免れしめる。

第三〇条 個々の支分国による鉄道の敷設又は認可に際し、帝国権力は帝国の防衛又は一般の交通の利益を保護する権能を与へられる。

第三一条 帝国権力は帝国の防衛又は一般の交通の利益に必要とする限り、陸路に関し監督権及び立法権を有

する。如何なる対象が考慮せらるべきかわ帝国法律が規定する。

第三二条 帝国権力は帝国の防衛又は一般の交通の利益のために必要とする限り、陸路及び運河を建設し河川を航行し得るように作り又はそれらの航行可能性を拡張するように規定する権能がある。

②前項のために必要な建設作業上の命令は、前項の方法に従い、関係ある個々の支分国と共同で帝国権力によってなされる。

③新しい設備の遂行及び維持は、支分国と了解が得られないときは帝国経費の利益のため又は帝国経費に基き帝国によってされる。

#### 第七款

第三三条 ドイツ帝国は、全ての内国国境関税の廃止と共に、共同の関税国境に囲まれる一の関税又は商業領域を作るべきである。

②関税国境から個々の地方 *Ora* 及び領域を取除くことは帝国権力に留保される。

③更に帝国は、帝国に所属しない支分国 *Land* 及びその部分も亦特別の契約によってドイツ関税領域に加えることが留保される。

第三四条 帝国権力は専属的に全ての関税制度並に生産税及び消費税に関し立法権を有する。如何なる生産税及び消費税が共通であるべきかは帝国立法権が規定する。

第三五条 関税並に共通の生産税及び消費税の徴収及び管理は、帝国権力の命令に従い且つ監督の下に行われる。



②帝国の経費のために通常予算の割合に従い所得から特定の部分が先取される。その他は個々の支分国に分配される。

③このために特定の帝国法律が詳細に規定される。

第三六条 個々の市町村の経費のために、如何なる物件につき個々の支分国が生産税又は消費税を課すべきか又はその際如何なる条件若しは制限を保証すべきかは、帝国立法権によって規定される。

第三七条 個々のドイツ支分国は、帝国国境を出入する財貨、関税に関して規定する権能をもたない。

第三八条 帝国権力は、取引及び航行に関する立法権を有し且つそれに関して制定する帝国法律の実施を監督する。

第三九条 帝国権力は、産業組織に関して帝国法律を制定し且つそれらの実施を監督する権能を有する。

第四〇条 発明特許権は専ら帝国法律に基いて授与される。また、帝国権力は専ら書籍の複製、芸術作品、製造工場の商標、意匠及び型の無権利な模倣並にその他の精神的所有権の侵害に関する立法権を有する。

#### 第八款

第四一条 帝国権力は、郵便制度、主としてその組織、定価表、輸送、郵税区分 *Portteilung* 及び個々の郵便行政間の関係について立法権と監督権を有する。

②帝国政府はこの法律の均一な適用に関し、行政命令によって配慮し、又永続的管理（機構）を通じて個々の支分国に於けるそれらの遂行を監督する。

③帝国権力は若干の郵便区域内で一般の交通の利益に従い移動コースを整列する権限をもつ。

第四二条 外国の郵便行政との郵便契約の締結は唯帝国権力により又はその承諾を得てのみ認めらる。

第四三条 帝国権力は必要と認める限り、帝国法律に従い帝国の計算のために、権利者に対する適当な補償を留保してドイツ郵便事業 *Postwesen* を引受ける権限を有する。

第四四条 帝国権力は、電信線を敷設し且つ現実の補償と引換えに利用し又は収用の方法で取得する権限を有する。

②又、私的交通に関する電報の利用についての詳細な規定は帝国法律に留保される。

#### 第九款

第四五条 帝国権力は専ら貨幣制度に関する立法権と監督権を有する。帝国権力は全ドイツ国に同一の貨幣制度を実施する義務がある。

②帝国権力は帝国貨幣の鑄造権を有する。

第四六条 帝国権力は、全ドイツ国に計量並に金銀製品の純分度に関する同一制度を設定する義務を負う。

第四七条 帝国権力は帝国の立法権により銀行制度及び紙幣の発行を規定する権利を有する。帝国権力はそれに関して制定する帝国法律の施行を監督する。

#### 第一〇款

第四八条 帝国のために実施する全ての処置及び制度は、帝国権力のために帝国の資力によって支弁すべきである。

第四九条 帝国はその経費の支出に関し、まず第一に関税並に共通の生産税及び消費税からの収入の配分につき

指図する。

第五〇条 帝国権力は従来収入が十分でない限り、支分国の国費分担額を徴収する権限を有する。

第五一条 帝国権力は、非常の場合には帝国国税を課し且つ徴収し又は免じ並びに借入金をなし又はその他の債務を負担する権限を有する。

#### 第一款

第五二条 帝国の裁判管轄権の範囲は帝国裁判所の章に規定する。

#### 第一二款

第五三条 帝国権力は、全ドイツ人に対し帝国憲法によって保障した権利を保護する義務を負う。

第五四条 帝国権力は、帝国の平和を維持する義務を負う。帝国権力は（左の場合に）国内の安全と秩序の維持のために必要な手段をとらなくてはならない。

一 若し一のドイツ支分国が他のドイツ支分国によってその平和が乱されるか又は危険にさらされたとき。

二 若し一のドイツ支分国に於て居住民又は外国人によってその安全と秩序が乱されるか又は危険にさらされたとき。但しこの場合に於ては、若し当該政府が帝国権力そのものを更に請求するならば、そしてそれについてよしんば帝国権力がそれを行う能力が明かでないとしても、又は帝国の公共の平和が脅かされるとしても、その際は帝国権力によってのみ調停せらるべきである。

三 若し一のドイツ支分国憲法が暴力的又は一方的に廃止された若は変更され及び帝国裁判所の告訴によっても直ちに救済が成就しないとき。

第五五条 帝国権力により帝国の平和の防衛のために利用され得る処置は 1 命令、2 委員の派遣、3 武装力の使用である。

② 帝国法律は、前項の処置によって生ずる費用を何によって負うべきかの原則を規定する。

第五六条 帝国権力は、公の秩序の妨害に対して武装力が用いられるべき場合と形式を、帝国法律によって規定する義務を有する。

第五七条 帝国権力は、帝国民又は支分国民の権利の取得及び喪失に関する法律的規範を制定する義務を有する。

第五八条 帝国権力は、市民権 *Heimatrecht* に関し帝国法律を制定し且つその遂行を監視する権利を有する。

第五九条 帝国権力は、基本権によって保障された自由な結社及び集会の権利を害わずに結社制度に関する帝国法律を制定する権利を有する。

第六〇条 帝国立法は公文書の作成に関し、全ドイツ国に於てその真実性の承認の条件となるそれら要件を確立しななければならない。

第六一条 帝国権力は、公益のために健康の世話に関する一般的処置を行う権能を与へられる。

### 第一三款

第六二条 帝国権力は、合憲的に委譲された権限の遂行のために及び彼に委譲した施設の保護に必要な限りに於て立法権を有する。

第六三条 帝国権力は、若し彼がドイツ国の全ての利益に関し共通の制度と処置が必要であると認めるときは、

基礎づけそのものために必要な法律を憲法改正規定の形式で制定する権限がある。

第六四条 帝国権力は、民法、商法及び手形法、刑法及び裁判手続に関する一般法典の制定によって、ドイツ民族に於ける法的単一性を設定する義務を有する。

第六五条 帝国権力の全ての法律及び命令は帝国の公布によって拘束力を有する。

第六六条 帝国法律は、個々の支分国法律に単にある補充的の効力のみが与へられているに過ぎないことが明白な限り、個々の支分国法律に優先する。

#### 第一四款

第六七条 帝国官吏の任命は帝国が発する。

②帝国の（官吏）服務規律は帝国法律が確定する。

### 第三章 帝国元首 Reichsoberhaupt

#### 第一款

第六八条 帝国元首の尊位 *Würde* は在位のドイツ君主の一人に委託される。

第六九条 この尊位はそれが委託されるところの世襲の王室に帰属する。

第七〇条 帝国元首はドイツ皇帝の称号を有する。

第七一条 皇帝の居住地は帝国政府の所在地に在る。少くとも帝国議会の存続中は、皇帝はそこに留り住む。

② 皇帝が帝国政府の所在地にいないときは、帝国大臣の一人は常に皇帝の直接の周囲にいななければならない。

③ 帝国政府の所在地に関する規定は、帝国法律に留保される。

第七二条 皇帝は帝国議会が規定する皇室費を得る。

### 第二款

第七三条 皇帝の人格は不可侵である。

② 皇帝は、その委託された権力を、彼に任命された大臣の責任に於て行使する。

第七四条 皇帝の全統治行為は、副署に基き責任を負う、少くとも一人の帝国大臣の有効な副署を必要とする。

### zu ihrer gültigkeit der Gegenzeichnung

### 第三款

第七五条 皇帝はドイツ帝国及び個々のドイツ支分国の国際法上の代表をなす。皇帝は帝国使節及び領事を任命

し且つ外交上の交通を行う。

第七六条 皇帝は宣戦を布告し、媾和を締結する。

第七七条 皇帝は外国と同盟及び条約を締結する。しかも憲法に留保されている限り帝国議会の協力の下に。

第七八条 ドイツ諸政府間又は外国政府と締結する純粹な、私法的内容を含まない全ての条約は、その承認のた

めに、及び帝国の利害が関係している限り批准のために、皇帝に提出される。

第七九条 皇帝は帝国議會を召集し且つ閉会する。皇帝は下院 *Volkshaus* の解散権をもつ。

第八〇条 皇帝は法律案提出権をもつ。皇帝は帝国議會と共同して、憲法的制限の下に立法権を行う。皇帝は帝

国法律を公布し且つそれを執行するため緊急命令を発する。

第八一条 皇帝は帝国裁判所の管轄権に属するところの刑事事件に関し恩赦及び減刑の権を有する。皇帝は、(その手続)開始の禁止又は審理の継続に(つき)唯帝国議会の承諾を得てのみ発することができる。

②皇帝は、職務行為のために有罪の判決を言渡された帝国大臣のために、若し公訴が提起された当該議院がそれについて申込んだときは恩赦又は減刑の権を、ただその際に於てのみ行使できる。皇帝は支分国大臣に対してはかかる権限をもたない。

第八二条 皇帝は帝国の平和維持の義務を有する。

第八三条 皇帝は武装力につき指令権をもつ。

第八四条 皇帝は一般に帝国憲法に従い帝国の全事務につき統治権を有する。かかる権力の負担者としての皇帝には、帝国憲法の中に於て帝国権力によって与へられ且つ帝国議会に帰せられないそれらの権利義務が帰属する。

#### 第四章 帝国議会 Reichstag

##### 第一款

第八五条 帝国議会は上院 *Statenhaus* と下院 *Volkshaus* との二院から成る。

##### 第二款

第八六条 上院は各ドイツ支分国の代表者によって成立する。

一八四九年三月二八日のドイツ帝国憲法

一八四九年三月二八日のドイツ帝国憲法

第八七条 前条の議員の数は左の割合に従つて配分される。

プロセイ

オーストリア

バイエルン

ザクセン

ハノーバー

ヴェルテベルク

バーテン

クールヘッセン

グロースヘルツォークヘッセン

ホルスタイン

メクレンベルク—シュベリン

ルクセンベルク—リムブルク

ナサウ

ブラウンシュバイク

オルデンベルク

ザクセン—ワイマール

ザクセン—コーブルク—ゴータ

議

員

一 二 二 二 三 三 四 六 六 六 九 一〇 一〇 一〇 一八 三八 四〇



(外、二二支分国から各一名づつ。紙数の都合で省く一訳者)

(計)

一九二

②連邦国家にドイツオーストリア諸支分国が加入するまでは左の諸支分国が上院に於て、左のより多くの投票権を有する。

バイエルン	二	〇
ザクセン	一	二
ハノーバー	一	二
ヴェルテンベルク	一	二
バーテン	一	〇
グロスヘルツ	一	八
オークテューム	一	七
ヘッセン	一	四
クールヘッセン	一	七
ナサウ	一	四
ハムブルグ	一	二

第八八条 上院議員の半数は当該支分国の政府によつて、他の半数は当該支分国の人民代表者 *Volksvertretung* によつて指名される。

②別個の憲法又は行政をもつ多くの地方又は支分国から成立するドイツ支分国に於ては、これら支分国の人民代表によつて指名される上院議員は、共通の支分国代表によつてではなく、むしろ個々の支分国又は地方の代表

者(地方議會議員)により指名さるべきである。

③前項の諸支分国にふさわしい議員の数を如何に支分国又は地方に配分すべきかの割合は支分国立法に留保される。

④両院が存在し且つ地方の代表者の存在しないところは、両院が絶対多数決に従い共同の會議に於て選出する。

第八九条 上院へ唯一人の議員のみを送る支分国に於ては、当該政府は人民代表が絶対多数決で選ぶところの三候補者を推薦する。

②奇数の議員を送る各支分国に於ては、推薦そのものに関し同一方法により手続をとるべきである。

第九〇条 苦し多数のドイツ支分国が一の全体に結合されるときは、それによって万一己むを得ぬものとして生ずるかも知れない上院構成上の変更については、帝国法律が規定する。

第九一条 上院議員は、彼を送り出す支分国国民にして、三〇才以上であり、市民及び国民の十分な享有を認められた者のみになり得る。

第九二条 上院議員は六年毎に選ばれる。彼ら全ての半数は三年目に改新される。

②如何なる方法で最初の三年後、半数の退職が行わるべきかは帝国法律に規定される。退職によつても常に再び選挙される権利を有する。

③前項の三年経過後及び新しい選挙の終了前に、上院に対し臨時帝国議會が召集されたときは新しい選挙がまだ行われない限り元の議員が代理をする。

### 第三款

第九三条 下院はドイツ民族の代表者から成る。

第九四条 下院議員は第一回は四年目毎に、その次からは三年目毎に選挙される。選挙は選挙法の規定に従って行う。

#### 第四款

第九五条 帝国議会の議員は帝国金庫から一樣に日給及び旅費の支給を受ける。詳細は帝国法律に規定する。

第九六条 両院議員は命令に拘束されない。

第九七条 何人も同時に両院の議員たり得ない。

#### 第五款

第九八条 帝国議会の各院の決議については、少くとも法定数の議員の半数の協力及び単純な多数決が必要である。

②表決数が同じ場合に於ては提案は否決されたものとみなす。

第九九条 法案提出、苦情、請願書及び事実に関する調査並びに大臣訴追の権は各院に帰属する

第一〇〇条 帝国議会の決議は両院の一致によって有効に成立する。

第一〇一条 帝国政府の同意が得られない帝国議会の決議は、同じ会期中に繰返すことは認められない。

②帝国議会で、直接次に続く三の通常の会期に於て同じ決議が変更もなく表明されたなら、亦若し帝国政府の同意が得られないときでも、その決議は第三(番目)の帝国議会の終了と同時に法律となる。少くとも四週間継続しない通常の会期はこの順番に含まれない。

第一〇二条 帝国議会の議決は次の場合に必要である。

- 一 帝国法律の制定、廃止、変更又は解釈が問題になるとき。
- 二 帝国予算が確定されるとき、借入金を採用されるとき、帝国が予算に計上していない支出を引受け又は各支分国の国費分担金若は税金を徴取するとき。
- 三 外国の航海及び河川航行が、より高額に課税されるとき。
- 四 支分国の要塞が帝国の要塞へ（移転）されるとき。
- 五 外国と通商、航海及び逃亡者引渡条約が締結され、並に一般に外国が帝国を煩わす場合に国際法上の条約を締結するとき。
- 六 帝国に所屬しない支分国若は支分国のある部分がドイツ関税領域に封入され、又は関税国境の個々の地方若は領域に封入されるとき。
- 七 ドイツ支分国の一部分を割譲し若は非ドイツ領域を帝国に併合し又はその他の方法で同上のものが結合されようとするとき。

第一〇三条 帝国財政の確定については次の規定に従う *eintreten*。

- 一 帝国政府の財政 *Finanz* に関係ある全ての法律案は、最初に下院に提出する。
- 二 支出の承認は帝国政府の申出に基いてのみ且つこの申出は総額に達するまで行うことができる。各承認は、目的に従って承認が決まるところの特別の目的に関してのみ有効である。その（支出の）使用は承認の限度内に於てのみ行い得る。

三 會計年度の期間及び予算の承認（期間）は一年である。

四 帝國の正規の支出及び準備金並に双方に必要な保証金についての予算は、最初の帝國議會の決議に基き決定される。この予算の増額はその後の帝國議會に於て同様にその議決を必要とする。

五 この通常の予算は、帝國議會に於て最初に下院に提出される。これに關して帝國政府の提出した説明及び文書に従い個々の項目について吟味し且つ全部若は一部分を承諾又は否決する。

六 下院によつて行われた審理と可決の後、予算は上院に移送される。上院は、通常予算の總額の範圍内に於て並にそれが第一回の帝國議會により又はその後の帝國議會の議決によつて確定し且つ下院が如何に最終的に決議したかを警告し非難する権限のみを有する。

七 全ての非常支出及びその保証金、同じく通帝予算の増額は、帝國議會の議決を必要とする。

八 帝國貨幣の通用に關する立証は帝國議會にしかもまず第一に下院に、審査及び決定のために提出される。

#### 第六款

第一〇四条 帝國國會は毎年帝國政府の所在地に集合する。集会の時期は帝國法律が規定しない限り元首により召集に際して公示される。

②更に、帝國議會は臨時集会を何時でも元首によつて召集できる。

第一〇五条 支分國議會の通常の会期は、個々の支分國に於て、通例、帝國議會のそれと時期を同じくしないようにすべきである。詳細は帝國法律に留保される。

第一〇六条 下院は元首により解散され得る。

②解散の場合、帝国議会は三月以内に再び召集されなくてはならない。

第一〇七条 下院の解散は帝国議会在が再び召集されるまで上院の同時的延期をもたらず。

②両院の会期は同一である。

第一〇八条 帝国議会の会期の終りは元首により決定される。

第一〇九条 帝国元首による帝国議会在又は両院の一の延期は、若し延期が集会の開始後四〇日以上長く宣告されるときは、帝国議会在又は当該議院の同意を必要とする。

②同様に、帝国議会在自身並に両院の各も亦四〇日間延期し得る。

#### 第七款

第一一〇条 各院は議長、副議長及び事務総長を選ぶ。

第一一一條 両院の会議は公開される。各院の議事規則は、如何なる要件の下に秘密集会を開催できるかを規定する。

第一一二条 各院は、議員の代表権 *Vollmacht* を調査し且つ議員の承認を決定する。

第一一三条 各議員は就任に際し、次の宣誓を行う「私はドイツ帝国憲法を忠実に遵守し且つ保持することを誓う。神よ、助力をたまへ。」

第一一四條 各院は、議員の院内に於ける不品行な行動に対して懲戒し且つ極端な場合には除名する権限をもつ。詳細は各院の議事規則に規定する。

②除名は、投票の三分の二以上がそれについて決定したときに於てのみ宣告する。

第一一五条 請願書の伝達者も、一般に代理委員も院内に入るとは許されない。

第一一六条 各院は、その議事規則を自ら制定する権限をもつ。両院間の事務関係は両院の合意によって調整される。

#### 第八款

第一一七条 帝国議会の議員は、会期の継続中、何れの院に所属しようとも、院の同意なくして、現行犯として逮捕される場合の外は、刑法上の非難のために逮捕もされず審理のために拘引もされない。

第一一八条 この（現行犯の）場合には、当該議院に、採られた *anordnen* 処置につき直ちに通知さるべきである。当該議院は会期の終りまで拘禁又は審理の中止を指令する権限がある。

第一一九条 同様の権限が、議員自身に関し彼の選挙の時までに為された *verhangen*、若はその会期の開始までに為された逮捕又は調査につき、各院に帰属する。

第二一〇条 帝国議会の如何なる議員も、彼のなした投票のために又は何らかの時に彼の職務の執行につき発表した意見のために裁判上又は懲戒上訴追を許されないし且つ又会議 *Versammlung* 外で責任を求められない。

#### 第九款

第二一二条 帝国大臣は、帝国議会の両院の討議に列席し且つ常に両院に聴問される権限がある。

第二一二条 帝国大臣は、帝国議会の各院の要求に応じて列席し且つ報告をなし又は何故報告をなし得ないかの事由を報告する義務を負う。

第二一三条 帝国大臣は支分国議会の議員たり得ない。

一八四九年三月二八日のドイツ帝国憲法

第一二四条 若し下院議員が帝国官職につき、ある職務又は昇進 *Beförderung* を受けるときは新しい選挙に従わなくてはならない。議院に於ける彼の議席は新しい選挙が行われるまで保持される。

## 第五章 帝国裁判所 *Reichsgericht*

### 第一款

第一二五条 帝国に所属の裁判権は帝国裁判所によって行使される。

第一二六条 帝国裁判所に所属の裁判権は左の通りである。

- (a) 帝国法律の制定、及び帝国政府の処分による帝国憲法違反という事由に基き、帝国権力に対する個々の支分国の争訟、並に帝国憲法違反という事由に基き個々の支分国に対する帝国権力の争訟
- (b) 若し帝国裁判所の裁判を求める論争部分が一致するならば、帝国憲法の解釈に関する上院と下院の間の争訟及び両院の各と帝国政府の間の争訟
- (c) 個々のドイツ支分国間の全ての種類の政治的及び私法的争訟
- (d) 個々の支分国に於ける王位継承、統治能力及び摂政に関する争訟
- (e) 個々の支分国政府と支分国国民の代表との争訟
- (f) 支分国憲法の廃止又はその違憲的変更の結果、支分国政府に対する個々の支分国国民 *Angehörigen* の争訟。

支分国憲法違反の結果、その政府に対する個々の支分国国民の争訟は、苦し支分国憲法によって与へら



れ救済手段を利用され得ないならば、帝国の裁判官によってのみ訴へられ得る。

(g) 帝国憲法によって彼らを保護する権利の廃止の結果に因るドイツ支分国国民の争訟。この争訟権の範圍、種類及び方法に関する、より詳細な規定は、それらを施行するための帝国立法権に留保する。

(h) 若しその救済たる支分国の法律的手段が尽きたるときは、拒否し若は阻止する裁判のための抗告

(i) 帝国大臣の大臣としての責任に関係ある点につき、彼に対する訴訟に関する刑事裁判

(k) 個々の支分国大臣が大臣としての責任に関係ある点につき、彼に対する訴訟に関する刑事裁判

(l) 帝国に対する大逆罪及び反逆罪の場合の刑事裁判。

帝国に対するその他の犯罪が、帝国裁判所の刑事裁判に管轄権を委ねらるべきか否かは、今後の法律に留保される。

(m) 帝国国庫に対する争訟

(n) 若し多数支分国間の要求を満足させる債務に疑わしいか又は問題があるとき、並に若し多数支分国に対する共同の債務が一の訴訟に於て主張される *geltend machen* とときは、ドイツ支分国に対する争訟

第一二七条 帝国裁判所の裁判に対しある事件が適當か否かの問題は帝国裁判所のみが決める。erkennen

第一二八条 帝国裁判所の設置と構成、帝国裁判所の判決と処置の手續及び施行に関しては、特別の法律が制定される。

②前項の法律には亦、帝国裁判所により陪審員を通じて判決を下すべきか否か及び如何なる範圍で考慮すべきか

が留保される。

第一二九条 帝国立法権は海軍裁判所及び海事裁判所を設置し並に帝国使節及び領事の裁判権に関し規定することを留保する。

## 第六章 ドイツ人民の基本権

第一三〇条 ドイツ人民に以下の基本権が留保さるべきである。基本権はドイツの個々の支分国憲法に規範として役立ち又ドイツの個々の支分国の如何なる憲法又は立法権をもつても、それを常に廢止も制限できない。

### 第一款

第一三一条 ドイツ人民はドイツ帝国を建設した支分国国民から成立つ。

第一三二条 ドイツ人はドイツ帝国国民権 *deutsches Reichsbürgerrecht* をもつ。彼は彼に帰属する権利を全ドイツの支分国に於て行使し得る。その権利につきドイツ帝国会議 *deutschen Reichsversammlung* を選ぶために帝国選挙法を制定する。

第一三三条 ドイツ人は帝国領域の全地方に於て居所及び住所を取得し、各種の不動産を買入れ及びそれを処理し、各種生業を営み、地方住民権を享有する権利をもつ。

② 滞在と住所に関する制約は生国の法律 *Heimatsgesetz* を通じ、営業経営に関する制約は全ドイツ国に関する営業法を通じて、帝国権力が規定する。

第一三四条 如何なるドイツ支分国も、その国民と他のドイツ人との間に、後者を外国人として冷遇するような市民上、刑事上及び訴訟法上の差別をすることは許されない。

第一三五条 権利能力剝奪の刑を行つてはならない。それが既に宣告されていた場合は、これによって獲得された私権が侵害されない限りに於て、その実施を中止する。

第一三六条 外国移住の自由は支分国によって制限されない。移住税は徴収されてはならない。

② 外国移住の事務は、帝国の保護と世話の下に在る。

## 第二款

第一三七条 法律の前では如何なる身分上の差異も効力がない。身分としての貴族は廃止される。

② あらゆる身分上の特権は廃止される。

③ ドイツ人は法律の前には平等である。

④ 全ての称号は、それが官職と結合しない限り廃止され、再び採用されることは決して認められない。

⑤ 如何なる支分国国民も他の支分国から勲章を受けることは許されない。

⑥ 公職は全ての適格者にとって平等な入口である。

⑦ 兵役の義務は全ての人々にとって平等である。この際、代理は許されない。

## 第三款

第一三八条 人の自由は侵し得ない。

② 人の逮捕 *Verhaftung* は現行犯に基づく場合を除いて、唯裁判所の命令の効力によってのみ行わる。この命

令は逮捕と同時に又は二四時間以内に被逮捕者に送達されねばならない。

③警察署は彼が留置した全ての者を翌日中に釈放するか又は裁判所に引渡さねばならない。

④すべて被告人は重刑罰にあたる犯罪として急迫の訴訟が彼に対して提起されない限り、裁判所によって決定された保釈金又は担保たる保証人を出すことによって釈放されねばならない。

⑤違法な処分的又は継続的拘留の場合、有罪者及び已むを得ない場合の国家は、被害者に名誉回復及び賠償の義務を負う。

⑥軍事及び海事のために必要な、(以上の)規定の制限は特別法に留保される。

第一三九条 戦争法規がそれ(死刑)を規定する場合又は海法が暴動に際しそれ(死刑)を許す場合にさらに台 Pranger の刑の場合を除いて、死刑、焼印を押すこと及び体刑は留保される。

第一四〇条 住所は侵されない。

②家宅搜索は次の場合にのみ許される。

一 直ちに又は直後二四時間以内に関係者に交付せらるべき裁判官によって与へられた命令に基き。

二 法律上権限ある官吏によって現行犯を追げきする場合。

三 亦、法律の特に規定した官吏が裁判官の命令なくして同様のことを許された場合と形式に於て。

③住居の不可侵性は、裁判上の訴追による逮捕の何らの障害にもならない。

第一四一条 文書及び記録の押収は、逮捕又は家宅搜索の場合を除いて、唯裁判官の直ちに又は直後二四時間以内に関係者に引渡さるべきところの命令によってのみ認めらる。

第一四二条 信書の秘密は保障される。

② 刑事裁判上の取調べ又は戦争の場合に於ける緊急已むを得ない制限は立法権によって規定するべきである。

#### 第四款

第一四三条 すべてドイツ人は、言語、文字、印刷及び図画による表現によって彼の意見を自由に表明し得べきである。

② 印刷の自由は、如何なる状態又は方法に於ても予防的処置により即ち検閲、許可、担保の提供、国家による出版、印刷業又は図書販売の制限、郵便禁止又はその他の自由な交通の停止に（より）制限も中止も廃止もされないことを認めらる。

③ 官庁によって訴追される出版法違反については陪審裁判所によって裁判される。

④ 出版法は帝国によって制定される。

#### 第五款

第一四四条 すべてドイツ人は、信仰の完全な自由及び字問の自由をもつ。何人も宗教上の信仰を公開すべく義務づけられない。

第一四五条 すべてドイツ人は、屋内及び屋外の宗教行為を共に制限されない。

② 前項の自由を行う際に犯される犯罪及び違反は法律に従って処罰されねばならない。

第一四六条 宗教上の信条によって市民及び国民の権利の享有が条件づけられも制限もされない。同様に国民の義務も何ら免れない。

第一四七条 すべて宗教団体はその事務を独立に規律し、管理する。但し一般の支分国法律に従う。

②如何なる宗教団体も支分国によって特別の優先権を享有しない。今後如何なる国教も存在し得ない。

③新しい宗教団体の設立は許される。その信条の承認は支分国により行われる必要はない。

第一四八条 何人も教会に於ける行為又は儀式を制限されない。

第一四九条 宣誓の形式は今後「さらば神よ、助力をたまへ」というべきである。

第一五〇条 婚姻の民事上の効力は市民的な手続 *Zivilakt* の完成にのみ係る。宗教上の婚姻は市民的手続の完成の後のみ行われる。

②宗教上の差異は何ら民事上の婚姻障害とならない。

第一五一條 戸籍簿は市民の役所により作られる。

#### 第六款

第一五二条 学問とその教説は自由である。

第一五三条 教授及び教育制度は支分国の監督下に在る。又宗教教育を除いて聖職者の監督は、かかるものとしては免れる。

第一五四条 教育をなし及び教育施設を作り、管理し又その授業を行うことは、若し当該支分国官庁に（より）能力を附与されたことを証明するときはすべてのドイツ人の自由である。

②家庭教育は如何なる制限の下にも立たない。

第一五五条 ドイツ青少年の育成のためには公立学校によって一般的且つ十分に世話せらるべきである。

②両親又はその代理人は、その子又は被保護者を下級の国民学校に関する規定上の教育をなさずに放置することは許されない。

第一五六条 公立学校の教師は支分国官吏としての権利を有する。

②支分国は、市町村の法律上規定せられた協力に基き多数の有資格者の中から国民学校の教師を任命する。

第一五七条 国民学校及び下級の職業学校に於ける教育に対しては、何らの授業料も支払はれない。

②困窮者はすべての公立教育施設に於て自由な教育を保護せらるべきである。

第一五八条 およそ人はその欲するままに又欲する場所で職業を選び且つそれを遂行する自由がある。

第一五九条 すべてドイツ人は官公署、人民代表及び帝国議会に対し文書を以て請願及び訴願をなす権利を有する。

②前項の権利は個々人に於けると同様に法人も、及び社団に於ける数人も行使できる。但し軍隊及び軍艦に在る間は服務規律に規定する方法に於てのみ為し得る。

第一六〇条 官公署の予めの同意は、公務員がその職務上の行為に関し裁判上訴追するために、必要不可欠ではない。

## 第八款

第一六一條 ドイツ人は、平和に且つ武器を携へずに集合する権利を有する。このために特別の許可は必要でない。  
②屋外の人民集会は緊急な危難に際しては、公の秩序と安全のために禁止し得る。

第一六二条 ドイツ人は社団を設立する権利を有する。この権利は如何なる予防的処置によっても制限できない。

第一六三条 第一六一條及び第一六二條の規定は、軍の服務規律に反しない限り、軍隊及び艦隊に準用される。

#### 第九款

第一六四條 所有權は侵されない。

② 没収は唯共同の福祉への配慮から法律に基き且つ公正な補償によつてのみ行い得る。

③ 精神的所有權は、帝國の立法權によつて保護さるべきである。

第一六五條 すべての土地所有者はその所有地の全部又は一部を生存のため又は死亡に因り譲渡できる。全ての土地所有可分の原則の実施は、譲渡法により仲裁すべく単独支分國に委ねらる。

② 死手 *totale Hand* のために權利の制限、地所の買収及びそれに関して指令することは、公共の福祉の原理に基き、立法の方法によつて認めらる。

第一六六條 すべての從屬的及び隸屬的結合（關係）は永久に廢止する。

第一六七條（次の事柄は）補償なくしては廢止されない。

- 一 領主裁判權及び領主警察。これらの權利から發生する權能、特免及び租税と共に
- 二 地主と領主の結合体から生ずる人的租税及び給付。

② 前項の權利と共に従來權利者がそれについて義務づけられていた報償及び負債も亦廢止される。

第一六八條 全ての土地 *Grund und Boden* に附着していた租税と給付特に十分の一税は、たとえ被公課者



Belasteten 又は権利者の申立のみに基いても、及び個々の支分国の立法権に委託される如何なる方法に於ても、償還し得る *ablösbar*。

② 今後、如何なる不動産 *Grundstück* も償却できない地代又は給付を負わさるべきでない。

第一六九条 土地所有にはその土地の上に狩猟権がある。

② 他人の土地に於ける狩猟裁判権、狩猟税 *Jagddienst*、狩猟夫役及びその他の狩猟目的の給付は補償を伴はずして廃止される。

③ 但し、明白に一の厄介な、負担を負う土地の所有者と締結した契約を獲得した狩猟裁判権のみは償還し得る。償還の種類及び方法については土地立法権が詳細に規定すべきである。

④ 狩猟法の実施は公共の安全及び共同の福祉の原理に基いて規律し、支分国立法権に留保する。

⑤ 他人の土地に於ける狩猟権は将来再び地役権として設定されることは認められない。

第一七〇条 私的相続家産 *Familienfideikommisse* は廃止すべきである。廃止の種類及び条件は個々の支分国法律が規定する。

② 統治しつつかある諸侯家の私的相続家産に関しては支分国法律の規定に留保される。

第一七一条 全ての家祿結合体 *Lebeseverband* は廃止すべきである。その実行の種類と方法に関する詳細は単独支分国の法律が指定すべきである。

第一七二条 財産没収刑は行われてはならない。

第一七三条 課税はよく整序され、それに因て支分国と市町村に於ける少数の人々の身分と財産の優遇は中止す

べきである。

第一〇款

第一七四条 全ての裁判権は支分国から発する。如何なる領主裁判権も存続してはならない。

第一七五条 裁判権は裁判所によって独立に行使される。内閣及び大臣の裁判は禁止される。

②何人も法律上の裁判官から遠ざげられない。非常裁判所は決して行われない。

第一七六条 人及び財産に如何なる裁判上の特権的地位も存在してはならない。

②軍事裁判権は、戦争状態に関する規定を除き、軍事上の犯罪と違反並に軍事服務規律違反の判決に関し制限される。

第一七七条 如何なる裁判官も裁判と法による場合を除いてその官職から遠ざげられ又は官等及び俸給を侵害されない。

②停職は裁判上の決定なくして行われてはならない。

③如何なる裁判官もその意思に反して法律に規定された場合と形式に於ける裁判上の決定による場合を除き、他の地位に転ぜられ、又は休職にされることは認められない。

第一七八条 裁判手続は公開し且つ口頭で行われなくてはならない。

②公開に関する例外は道徳的利害ある場合、法律がこれを定める。

第一七九条 刑事事件に於ては公訴手続が適用される。

②陪審裁判は重大な刑事事件につき及び全ての政治上の違反に際しては、如何なる場合と雖も判決を下さなくて

はならない。違反については裁判所が裁判する。

②警察は如何なる刑事裁判権も持たない。

第一八三条 ドイツ裁判所の法上有効な判決はすべてのドイツ支分国に平等に効力を有し且つ執行可能である。

②その詳細は帝国法律に規定する。

#### 第一款

第一八四条 市町村は基本権として（次の）憲法をもつ。

(a) その長及び代理人の選挙

(b) 地方警察 *Ortspolizei* を含めて、支分国の法律的規整による監督下の市町村事務の独立行政

(c) 市町村予算の公布

(d) 原則として議事の公開

第一八五条 全ての土地は何らか一の市町村団体に所属しなくてはならない。

②森林及び荒地に関する制限は支分国法律に留保される。

#### 第二款

第一八六条 ドイツ支分国は議會を規定する憲法を持つべきである。大臣は議會に対して責任を負う。

第一八七条 議會は立法、課税及び支分国財政の組織に際し議決投票権を有する。同様に亦議會は——兩院が存

続中は各院が相互に——法律案提出、訴願、請願並に大臣弾劾権を有する。

②支分國議會の會議は原則として公開される。

第二三款

第一八八条 ドイツ国の、ドイツ語を話されない種族は、その言語の範圍が教会制度、教育、内部行政及び裁判に及ぶ限りその民族發展殊に彼らの言語の平等権が保障される。

第一四款

第一八九条 外国に於けるドイツ支分国民は帝国の保護の下に在る。

第七章 憲法の保護 *Gewähr der Verfassung*

第一款

第一九〇条 帝国議會は、政府交替に際して彼が直ちに集会しない場合には、議会在最後に構成されたと同程度の方法に於て召集なくして集會する。統治の任に就く皇帝は帝国議會の合同した兩院の開會の前に於て帝国憲法上一の宣誓を行う。

②宣誓には（次のように）言う。「私は帝國とドイツ人民の權利を保護し、帝國憲法を保持し且つそれを誠実に執行することを誓う。神よ、助力をたまへ」。

③宣誓が行われた後、初めて皇帝は統治活動に着手する權能が与へらる。

第一九一条 帝国官吏はその職務の最初に当り帝国憲法上一の宣誓を行わなくてはならない。詳細は帝國の（官吏）服務規律に規定する。

第一九二条 帝国大臣の責任に關し帝国法律を制定しなくてはならない。

第一九三条 帝国憲法上の義務は、单独支分国に於ては单独支分国憲法上の義務と結合され且つこれらは予め規定される *voranzsetzen*。

#### 第二款

第一九四条 单独支分国の憲法又は法律中の如何なる条項も帝国憲法に抵触し得ない。

第一九五条 单独支分国の政治形態の変更は帝国権力の承認を得てのみ行わる。この承認は帝国憲法の変更に関する規定の形式によってのみ与へられねばならない。

#### 第三款

第一九六条 帝国憲法の変更は、両院の議決と帝国元首の承認によつてのみ行わる。この議決には（左の要件が）両院の各につき必要である。

- 一 少くとも議員の三分の二の出席
  - 二 二度の投票、それらの間には少くとも八日の期間を置かなくてはならない
  - 三 二度の投票の各につき出席議員の少くとも三分の二の多数
- ②若し直接つづく三の通常の会期に於て、帝国議会の議決が不変更に表明されるときは、帝国元首の承認は必要でない。少くとも四週間つづかない通常の会期はこの順序に入らない。

#### 第四款

第一九七条 戦争又は反乱の場合には、帝国政府若は单独支分国政府の逮捕、家宅搜索及び集会に関する基本権の規定は、個々の地域に於て一時的に無効にされる。但し次の要件を必要とする。

- 一 各場合の規定は、帝国又は単独支分国の内閣から発せられなくてはならない。
- 二 若し帝国議會及び支分國議會がその時に集會し、直ちに得ることができらば、帝國の内閣は帝國議會の同意を、支分國の内閣は支分國議會の同意を得ること。若しそれらが集會されなかつたならば該規定は、それらを召集し且つ彼らの同意に対する該當処置が提出されない限り、一四日以上存続しない。
- ②より広範な規定は、帝國法律に留保される。
- ③要塞に於ける戒嚴狀態の宣言に対しては、既存の法律の規定が効力を有する。

証明のために

一八四九年三月二八日 マイン河畔のフランクフルトに於て

時の憲法制定帝國會議議長 プロイセンのケーニヒベルクの マルチンエドアルト ジムソン(署名)

(更に國民會議議員三九九名の氏名がつづく)。

(註) (1) 括弧( )とその中の文言は訳者の附けたものである。

(2) 本訳のテキストは Karl Zuchardt: *Moderne Staatsverfassungen*, 1919 及び Günther Franz: *Staatsverfassungen*, 1957 によつた。

(3) 本憲法(通常フランクフルト憲法といわれる)は、仏國の二月革命の影響をうけ、西南ドイツの政治家達が一八四八年三月憲法制定予備議會に於て統一ドイツ憲法の制定を決定し、それに基づいて成立したものである。

「ドイツ帝國」はプロセインを首班とし、オーストリアを除外し且つプロセイン國王ウイールヘルム四世も皇位

につくことを拒んだため事実上の統一「ドイツ帝国」は出来上らなかった。しかし本憲法は其の後のドイツ憲法に強い影響を与えた。

一八四九年三月二八日のドイツ帝国憲法